

改定理由	一部改正		
現 行		改 正	
	<p>(費用の負担) 第6条 遠隔臨場実施に係る費用の全額を技術管理費への積上げ計上とする。 なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。 〈留意点〉従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場実施に当たっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者からの見積りを確認の上、計上する。 費用算出に当たっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。 機器の手配は原則リースとし、その賃料を計上する。 (費用のイメージ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撮影機器、モニター機器の賃料 2 撮影機器の設置費（移設費） 3 通信費 4 その他（ライセンス代、通信環境の整備等） <p>（工事成績評定） 第7条 本要領に基づき遠隔臨場を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価において、「5. 創意工夫-I. 創意工夫【その他】」にて評価するものとする。</p> <p>(個人情報等の取扱い) 第8-7条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。 (2) 受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。 (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。 (4) 受注者は、公的でない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。 <p>(その他) 第9-8条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。</p>	<p>(費用の負担) 第6条 遠隔臨場実施に係る費用の全額を技術管理費への積上げ計上とする。 なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。 〈留意点〉従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場実施に当たっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者からの見積りを確認の上、計上する。 費用算出に当たっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。 機器の手配は原則リースとし、その賃料を計上する。 (費用のイメージ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撮影機器、モニター機器の賃料 2 撮影機器の設置費（移設費） 3 通信費 4 その他（ライセンス代、通信環境の整備等） <p>(個人情報等の取扱い) 第7条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。 (2) 受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。 (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。 (4) 受注者は、公的でない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。 <p>(その他) 第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。</p>	<p>記載の削除</p>
注意事項			<p>(控え頁)</p> <p>1/1</p>